（役員の選任の届出等）

第五十一条　登録貨物軽自動車安全管理者講習機関は、役員を選任したときは、その日から二週間以内に、選任した役員の氏名、住所及び履歴を記載した届出書を国土交通大臣に届け出なければならない。

２　登録貨物軽自動車安全管理者講習機関は、役員を解任したときは、その日から二週間以内に、その旨並びにその理由及び年月日を記載した届出書に登記事項証明書を添付して国土交通大臣に届け出なければならない。

（登録事項の変更の届出）

第五十二条　登録貨物軽自動車安全管理者講習機関は、法第五十八条の四の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　変更しようとする事項

二　変更しようとする日

三　変更の理由

２　前項の届出書には、変更に係る事項を証明する書類を添付しなければならない。

（講習事務の実施基準）

第五十三条　法第五十八条の六の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一　貨物軽自動車安全管理者講習が、国土交通大臣が告示で定める内容を含むものであり、かつ、告示で定める時間以上行われること。

二　貨物軽自動車安全管理者講習が、国土交通大臣が告示で定める方法の基準に適合するものであること。

三　講師の知識及び能力の維持のため、講師に対し、国土交通大臣が告示で定める基準に適合する研修を受講させること。

（講習事務規程の記載事項）

第五十四条　法第五十八条の七第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　貨物軽自動車安全管理者講習の受講の申請に関する事項

二　貨物軽自動車安全管理者講習の日程、公示の方法その他貨物軽自動車安全管理者講習の実施の方法に関する事項

三　貨物軽自動車安全管理者講習の料金、その算出根拠及び収納の方法に関する事項

四　貨物軽自動車安全管理者講習に必要な書籍その他の教材の名称、著者及び発行者

五　貨物軽自動車安全管理者講習修了証明書の交付及び再交付に関する事項

六　講習事務に関する秘密の保持に関する事項

七　帳簿書類（帳簿書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）の管理に関する事項

八　講習事務に関する公正の確保に関する事項

九　不正な受講者の処分に関する事項

十　貨物軽自動車安全管理者講習の実施に必要な講師の補助者を配置する場合は、補助者の基準に関する事項

十一　その他講習事務の実施に関し必要な事項

（新設）

（新設）

（新設）